

高齢者虐待を防ぎましょう

「児童虐待」や「障がい者虐待」、「ドメスティックバイオレンス (DV) = 配偶者からの暴力」と同様、高齢者に対する虐待も全国的に大きな問題となっています。平成18年4月1日から「高齢者虐待防止法 (高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)」が施行されました。



●高齢者虐待とは

身体的虐待	たたく つねる 殴る ベッドに縛り付ける 意図的に薬を過剰に与える
介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	水分、食事を十分に与えず、脱水状態や栄養失調の状態にする 劣悪な環境で生活させる
心理的虐待	怒鳴る ののしる 子ども扱いする 無視する
性的虐待	わいせつな行為を強要する 排泄の失敗などに対して、懲罰的な対応をする
経済的虐待	本人のお金を渡さない、使わせない 本人の年金や財産を無断で使用したり処分する

●高齢者虐待に気づいたら

高齢者虐待は、虐待をしている人にもされている人にも自覚がない場合があります。大きな問題が発生する前に支援するためには、地域住民の皆さんからの情報提供が不可欠です。下記のような事例に気づいた場合には、ぜひご連絡ください。

チェック欄

- | | |
|-------------------------------------|--------------------------|
| 1. 暴力を受けている、怒鳴られる、年金を取られるなどと訴えている | <input type="checkbox"/> |
| 2. あざや傷があるのに理由を聞いてもはっきりしない | <input type="checkbox"/> |
| 3. 家族が介護でとても疲れていたり、高齢者の悪口を言っている | <input type="checkbox"/> |
| 4. 介護や病気について相談する人がいないようだ | <input type="checkbox"/> |
| 5. 一人暮らしや高齢夫婦世帯で、最近、姿を見かけなくなった | <input type="checkbox"/> |
| 6. 高齢者を訪ねると家族に嫌がられたり、会わせてもらえない | <input type="checkbox"/> |
| 7. 昼間でも雨戸がしまっている | <input type="checkbox"/> |
| 8. 家の周囲にゴミが放置されたり、異臭がする | <input type="checkbox"/> |
| 9. 郵便受けが新聞や手紙で一杯になっている | <input type="checkbox"/> |
| 10. 家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする | <input type="checkbox"/> |
| 11. 暑い日や寒い日、雨の日なのに高齢者が長時間外にいる | <input type="checkbox"/> |
| 12. 高齢者が道路に座り込んだり、はいかいしていることがある | <input type="checkbox"/> |
| 13. 介護が必要なのに、サービスを利用している様子がない | <input type="checkbox"/> |
| 14. 高齢者の服が汚れていたり、お風呂に入っている様子がない | <input type="checkbox"/> |
| 15. 最近、セールスや営業の車が来るようになった | <input type="checkbox"/> |
| 16. 家族がいるのに、いつもコンビニなどで一人分のお弁当を買っている | <input type="checkbox"/> |

『気づき』からはじめる第一歩

●問い合わせ先

- 串間市地域包括支援センター ☎72-0023 (月～金、午前8時半～午後5時15分) ※夜間および休日、祝日を除く
- 串間市役所 ☎72-1111 (夜間、休日、祝日)

■子育て支援

『虐待』には、どのような虐待があり、その結果どのような事になる恐れがあるのでしょうか

- ① 身体的虐待：後遺症を残したり、死に至ることも。
- ② 心理的虐待：子どもの心に不安やおびえなどを引き起こします。
- ③ ネグレクト (育児放棄・怠慢)：発育・発達が遅れたり、栄養失調や脱水症状などから死に至ることも。
- ④ 性的虐待：異性への嫌悪感を植えつけるなど、子どもの心身に大きな傷を残します。

これって『しつけ』？ それとも『虐待』？

- ◆ 体罰の正当化
- ◆ 言葉の暴力
- ◆ 子どもの年齢にあわない無理な要求

*保護者にとっては『しつけ』のつもりでも、子どもにとって有害ならば『虐待』になります。虐待はどのような理由であつても、正当化されるものではありません。

↳保護者の方へ
子育てのストレスがときに子ども

子育てを楽しむヒント

- ① まわりの人に上手に頼ろう
- ② 子育て仲間をつくろう
- ③ 子どもの成長は十人十色、育児を頑張り過ぎないで
- ④ ときには、子どもと離れる時間をつくろう
- ⑤ 地域の子育て支援センターなどを利用しよう

もへの虐待の引き金となってしまうこともあります。子育てに悩んだときは、ひとりで抱え込まず、周囲の人に相談してください。

子育て支援情報 「みんなで守ろう 子どもの未来」

12

11月は児童虐待防止推進月間です。



『相談・通告機関』

護者を救う一歩につながるのです。

- 福祉保健課子育て支援係
* 午前8時～午後10時 || 串間市総合保健福祉センター ☎72-0333
- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎0570-064-000
- * 午後10時～午前8時 || 串間市役所 ☎72-1111
- 都城児童相談所
* 都城児童相談所など地域の児童相談所につながります。
- 都城児童相談所 ☎0986-22-4294
- (市総合保健福祉センター内)
* 午前9時～午後4時 || ☎72-5783

- 問い合わせ先 || 福祉保健課子育て支援係 ☎72-0333 (内線502)

